

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災令和7年5月22日
福島地方気象台

福島県の高潮警報・注意報の暫定基準廃止について

南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町に適用している高潮警報・注意報の暫定基準について、令和7年5月29日(木)に廃止します。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波(以下、震災)による防潮施設の被害等から、高潮災害が通常よりも発生しやすくなっている可能性を考慮し、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町の高潮警報・注意報(以下、高潮警報等)の発表基準は、通常基準から引き下げた暫定基準を適用しています。

今般、各市町における防潮施設の復旧状況や高潮災害の発生状況から、高潮警報等の暫定基準を廃止することに問題ないと判断し、以下のとおり実施します。

これにより、福島県内の震災による高潮警報等の暫定基準は、全て廃止となります。

1. 暫定基準を廃止する市町
南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町

2. 変更日時
令和7年5月29日(木)13時

3. 各市町の高潮警報・注意報の発表基準

市町村	警報(潮位:m)		注意報(潮位:m)	
	通常基準	暫定基準	通常基準	暫定基準
南相馬市	1.4	1.2	0.9	0.7
浪江町	1.4	1.1	0.9	0.7
双葉町	1.4	1.1	0.9	0.7
大熊町	1.4	1.1	0.9	0.7

問い合わせ先：福島地方気象台 防災気象官 高橋
電話：024-534-0321 (平日08:30~17:00)